

議案第1号

農地法第5条の規定による許可申請について

事務局：議案第1号議案書をもとに説明

会長：ありがとうございました。地元の委員さんいかがでしょうか。

毛受委員：基本的に問題はないとはいいませんが、今説明あったとおり、北側と東側はフェンスも何もない状態です。気になっているのが南側で、ここは明治用水の農水パイプが下に通っている所で知立市の土地ですが、毎年夏場になると草がすごいことになるので地域の方で刈っていただいています。ここに家が建つと見た目にはこの家の庭の一部になってしまうと思います。なので、所有者には草を刈って欲しいと伝えておきました。また、報告第2号についても同じ場所なので、ここで話すと北側の田んぼは現在、アグリさんにやっけていただいています。その後どうするつもりなのか所有者に確認をしました。所有者の方は自分でやるしかないのかとも言っていました。東の南側に給水弁があるのですが、そこはそのまま残すと言っていました。バルブもそのままにして取らないと言ってみえたので、できるのであれば、このままアグリさんをお願いしたいと言ってみえました。

高村委員：所有者と利用権の話をした後、話ができているので確認します。

会長：ありがとうございました。私も現地を確認してきましたが、すでに測量の杭が打っており、このまま残った所も一体農地で畔もなく、そのまま耕作できる状況かなという判断しました。水については今回利用されるこの図面にある右下の所の農業用水のバルブがついてましたが、これはそのまま使われるということで、それからさらに右側にいった農業用水も同じように水を取り入れる所があるので継続して大きい農地の耕作をするということについては支障がないと。毛受委員さんが言われたところもその通りと思います。その他、何か皆さんの方でご意見ございますか。なければ、採決に移りたいと思います。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について意見なしとされる方、挙手願います。

委員：全員挙手

会長：ありがとうございました。ではこの案件については意見なしとさせていただきます。

(午後2時31分)

議案第2号

地域計画変更に係る協議について

会長：続きまして議案第2号地域計画変更に関わる協議について、2件ございますが、事務局説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号1番議案書をもとに説明

会長：ありがとうございました。地域の委員さん補足はありますか。

岩堀委員：譲受人は家族が多く駐車場に困っていたところ、親類である前の所有者から譲受人の自宅前にある土地の貸借の申出があり借りていました。前の所有者が亡くなり、生前より亡くなった後は譲渡する話となっており、手続きを進めると農地であったことが判明しました。現状の是正のために

今回申請を出されているため、特に問題はないと思います。

会 長：ありがとうございました。他に何かありますか。なければこの議案第2号一番の案件について、特に支障なしと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員：ありがとうございました。特に支障なしということで処理をさせていただきます。

(午後2時41分)

会 長：続きまして2番の案件につきまして説明をお願いいたします。

事 務 局：議案第2号2番の議案書をもとに説明

会 長：ありがとうございました。地元委員さん補足はありますか。

高木委員：話は受けてはおります。残りの田んぼは入口がちょうど建物の近くのところ、今、私がやっていますが、隣の田んぼも私が利用権設定して作っています。隣の地主さんから、ちょうど、畔を取って一緒に作ってほしいと話がありましたので、基本的に畔をとることができれば、問題はないと思います。

会 長：ありがとうございました。他にありますか。

高村委員：排水は大丈夫ですか。

高木委員：そこまでは聞いていませんが、多分浄化槽と思います。畔を取って1枚にして大きくすれば、機械も回るので大丈夫と思います。

会 長：その他いかがでしょうか。なければこの議案第2号2番の案件地域計画変更に係る協議について、特に支障なしと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員：全員挙手

会 長：ありがとうございました。2番の案件につきましても、申請どおり、特に支障なしということで処理をさせていただきます。

(午後2時42分)

議案第3号

農業振興地域整備計画変更に係る協議

会 長：続きまして議案第3号農業振興地域整備計画変更に係る協議、先ほどの地域計画の変更の2件の案件でございますが、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第3号議案書をもとに説明

会 長：ありがとうございました。議案第3号2番の農振除外の案件で事務局から説明いただきました。これも地域計画の変更に係る協議で先ほども説明いただきましたが、それ以外に何かご意見ご質問ございますか。なければ、採決をしたいと思います。この議案第3号2番の農振除外の案件について、申請通り許可することに意見はないとされる方、挙手をお願いいたします。

委 員：全員挙手

会 長：ありがとうございました。では、この案件につきましても、支障なしと

いたします。

(午後 2 時 5 1 分)

議案第 4 号

農業振興地域整備計画変更に係る協議及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則 4 条の 5 第 1 項第 2 7 号に基づく計画（27 号計画）に対する意見について

会 長：続きまして追加の案件ということで、議案第 4 号農業振興地域整備計画変更に係る協議および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号に基づく計画、これは 27 号計画と称するものですが、これに対する意見ということで、事務局、説明をお願いいたします。

事務局：議案第 4 号について説明

会 長：要するに、その地域で農振除外するときには、条件がきちんと整っていないといけないこと、その条件が 6 ページ目にいろいろありますが、例えば、担い手育成安定就業だとか、農村集落活性化だとかそういう条件のもとにまた細かいことが決められております。こういうところに該当するのであれば、この 27 号計画に基づいて、該当すれば許可して差し支えないとということを以前、農業委員会でいろいろ議論して決めました。今回のこの案件については、本来は許可できませんが、農村集落活性化、6 番の G1、G2 にのところに該当するということになりますので今回のこの案件については許可してもいいという判断になります。過去には何があったかというこの条件に基づいて許可した案件のリストがこの 27 号計画に基づいて議論をして許可をしてきた経緯がございます。今回この案件につきましても、27 号計画に当てはめて議論する対象のエリアであるものですから皆さんに諮るということになりました。

岩堀委員：27 号計画というのは、何かあればこれに属する。これまで例えば担い手がいることだとか、今後農業を続けていくようなそういう面ではどうなのか、中には農地転用をやって、いずれどこかに売買するっていうのは、考え方がある人もいるかも知れない。そういうことは言えないよとわかりますが、あくまでも自分の所の農業を続けていくっていうこの要件っていうのはそれがどうなのか、27 号計画からっていうのはいまいわかりにくいと思います。

会 長：その理由としてそれが農地を転用して、家を建てるとか、その人が地域のところで農業をするための拠点にするとかそのような場所を作るのに、農振除外して農地転用すると目的はその方が耕作するための拠点にするとか、そのような目的っていうのが理由であれば、その点は評価しますよと。そういうのもひょっとしたらあるかもしれませんがそこまでなかなかないですから。基本は農振除外してそこへ家を建てる。あるいは継続して地域のところで農業を続ける、その他です。地元定着志向の若者等や UJ ターン者を地域活性化に生かす必要があると、地域コミュニティ機能を維持発展させるためには地域定住させるための居住空間の整備を推進する目的で利用するなら OK だよということです。今回の方は、今後とも続けていくっていうことを私は聞いておりますので全然問題ないと思われま。だから今のこの駐車場の案件の方も今言われるように農業を継続してやっていかれるそのための駐車スペースと御理解をすれば、こ

	<p>の27号計画の6番のG2が当てはまると思います。その他ありますか。なければ、採決に入ります。議案第4号農業振興地域整備計画変更に係る協議および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画に照らし合わせてこの案件について支障なしと思われる方、挙手をお願いいたします。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：ありがとうございました。支障なしとします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時11分)</p> <p>会長：以上ですべての議案の審議は終了しました。報告案件を事前に見て、質問、意見はありますか。なければ、以上議案書に基づく審議は終了となります。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時11分)</p>
そ の 他	活動状況報告について (事務局)
閉 会 時 間	午後3時14分閉会宣言